

日弁連の裁決書の要旨

はじめに

香川県弁護士会による、生田暉雄弁護士への「業務停止3ヶ月」という「懲戒処分」に対して、生田弁護士から日本弁護士連合会(日弁連)へ「異議申し立て及び効力停止の申し立て」が提出されていましたが、日弁連における審査の結果、「懲戒理由にあたらぬ」と同「処分」の問題点を明快に指摘した「処分取消の決定」を行いました。

以下、同決裁の要旨です。事件の詳細を説明すると複雑になりますので、それは省略しました。裏面の一覧を合わせて参照ください。

香川県弁護士会の生田弁護士に対する懲戒申立に対する議決及びこれに対する生田弁護士の審査請求と、それに対する日弁連の裁決要旨

1、 日弁連の裁決は、香川県弁護士会が懲戒事由として議決した3事件、つまり第1事件池田訴訟、第2事件親族関係調停事件、第3事件告発事件の3事件全てを全面的に懲戒事由(理由)に当たらないと強く否定するものです。

そればかりでなく、「依頼を受けた弁護士が提訴することに違法はない」「相談を受けた弁護士の正当な職務行為」と認定していて、これがどうして懲戒事由になるのかといった、香川県弁護士会の議決に対する言外に厳しい非難を含んだものになっています。

2、 そればかりでなく、裁決書は、香川県弁護士会の議決書の「懲戒請求事由とするところは、適切な整理とはいえない」と議決書としての初歩的問題についても、香川県弁護士会の議決書の欠陥をあえてカッコ書きで表示(議決書2頁)する外、適正手続違反として審査請求人が主張する、激しく利害が対立する田代弁護士は香川県弁護士会懲戒委員を回避すべきであること、同人の加わった懲戒議決は違法、無効である旨の主張をそのまま実名を挙げて審査請求人の主張として摘記するなど、香川県弁護士会の懲戒手続の運用の不正さに言及しようとしています。

3、 香川県弁護士会が懲戒事由の第2事件として議決したものは、日弁連の裁決では、懲戒請求と異なる懲戒事由を議決したもので、その余の判断をするまでもなく、香川県の議

決書は誤りである(12頁)と一顧だにせず切り捨てています。

香川県弁護士会のこの誤りは、簡単に見過ごすことが出来ない、重大な誤りです。

懲戒請求書の内容が懲戒事由に該当しないとき、弁護士会が懲戒請求書に主張していない事由を勝手にデッチ上げて懲戒事由とすることが出来るのなら、弁護士会はいくらでも弁護士を懲戒することが出来ることになります。

香川県弁護士会の懲戒の第2事件の議決は、このように恐ろしく、違法な重大な誤りの議決です。

- 4、 要するに、日弁連は裁決書で、香川県弁護士会の懲戒議決に対して、懲戒手続についてその手続のあり方、議決書の懲戒申立事由の整理の仕方、懲戒申立をされていない事由を懲戒事由とすることは論外であること、懲戒内容の認定のあり方等、極めて初歩的段階の問題について、厳重な注意をしたものと考えられます。

香川県弁護士会としては、このような初歩的問題も解決できない、恥ずかしい能力しか有しない弁護士会であるということを真剣に受け止め、汚名挽回に、真摯な努力が期待されていると思いますが、このような「処分」が、護士会としてなされたということを考えると、それは「能力」の問題というよりも、今回の生田弁護士に対する「処分」の裏には、隠された目的があったと解する方が辻褄が合うように思われます。

- 5、 弁護士に対する「業務停止3ヶ月」という懲戒処分が、言渡後半年余りで、全面的に覆るという前例は日本の司法界に必ずしもよくある例ではないとのことです。

その上、日弁連による弁護士会議決のかかる内容の全面否定は前代未聞のことであるそうです。

2007. 6. 8

えひめ教科書裁判を支える会